那霸市公報

第1444号

毎月2回 1,15日発行 発 行 所 那覇市泉崎1丁目1番1号 那覇市総務部総務課

目 次

規則

政治倫理の確立のための那覇市長の資産等の公開に関する条例施行規則の 一部を改正する規則(秘書広報課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
告示
建築基準法42条第1項第4号の規定による道路の指定について (建築指導課) ************************************
個人情報目的外利用等届出書の公表について(総務課)・・・・・・・539
平成 18 年 (2006 年) 10 月那覇市議会臨時会の招集について(総務課) **** 539
個人情報目的外利用等届出書の公表について(総務課)・・・・・・・・・・540
平成 18 年度那覇市一般会計補正予算(第 2 号)(財政課)******540
平成 18 年度那覇市土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号) (区画整理課) 543
平成 18 年度那覇市介護保険事業特別会計補正予算(第 1 号) (ちゃーがんじゅう課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
公告
都市計画の図書の写しの縦覧について(都市計画課)・・・・・・・・・・547
牧志・安里地区第一種市街地再開発事業の施行地区となるべき区域の公告 について(市街地整備課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
那覇市緑化センター指定管理者の指定申請について(花とみどり課)・・・・・550

上下水道局告示

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の廃止について・・・・・・・・552
那覇市排水設備指定工事店の新規指定について・・・・・・・・・・・553
選挙管理委員会告示
選挙人名簿登録の抹消について・・・・・・・・・・・・・・・・554
沖縄海区漁業調整委員会委員選挙人名簿の縦覧場所について・・・・・・・554
福祉事務所長訓令
那覇市福祉事務所事務専決規程の一部を改正する訓令・・・・・・・・・・・555

規則

那覇市規則第54号

平成18年10月16日

政治倫理の確立のための那覇市長の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

政治倫理の確立のための那覇市長の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則

政治倫理の確立のための那覇市長の資産等の公開に関する条例施行規則(平成7年 那覇市規則第39号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「資本」を「資本金」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

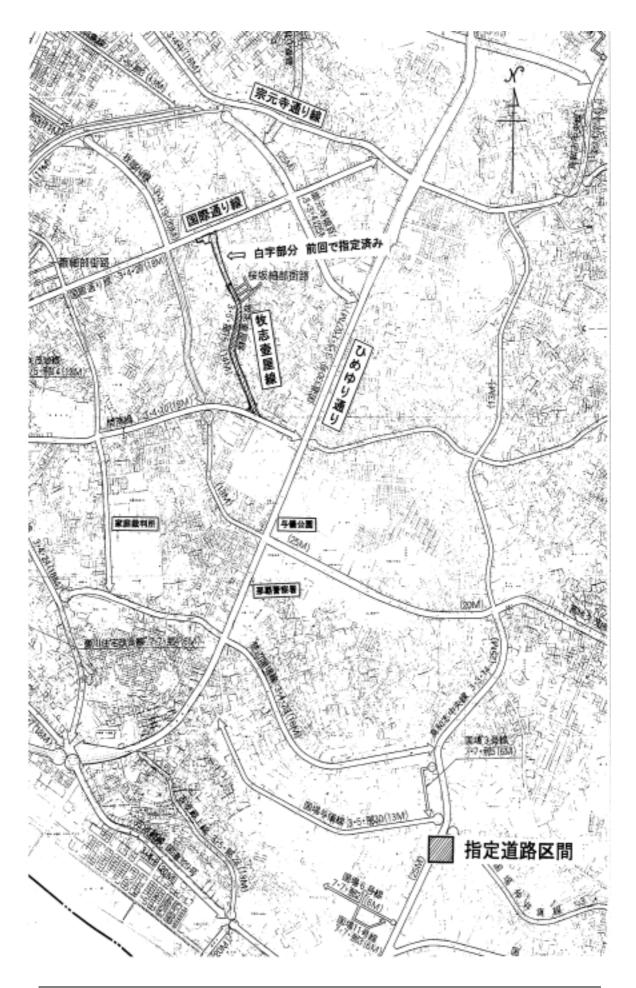
那覇市告示第 6 4 号 平成 1 8 年 9 月 2 2 日 掲 示 済

建築基準法42条第1項第4号の規定による道路の指定について 下記路線を建築基準法42条第1項第4号の規定による道路に指定する。

那覇市長 翁 長 雄 志

記

路線名	延長	幅員	区間
那覇広域都市計画道路3・5・那 15号牧志壺屋線	4 1 5 m	20.95m ~ 14.00m	別図参照



那覇市告示第65号 平成18年9月29日

掲 示 済

個人情報目的外利用等届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第9条及び同施行規則第8条の規定に基づき、個人情報目的外利用等届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 翁 長 雄 志

(別紙略)

那覇市告示第66号 平成18年10月3日

掲 示 済

平成 18年(2006年)10月那覇市議会臨時会の招集について

平成 18年(2006年)10月那覇市議会臨時会を次のように招集する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 招 集 の 日 平成18年10月13日(金)
- 2 招集の場所 那覇市議会議場
- 3 付 議 事 件 名
 - (1) 那覇市国際親善名誉市民の選定の同意を求めることについて
 - (2) 専決処分の報告について (那覇市母子及び父子家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例制定)
 - (3) 専決処分の報告について (那覇市乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例制定)
 - (4) 専決処分の報告について (那覇市重度心身障害者医療費等助成条例の一部 を改正する条例制定)

那覇市告示第67号

平成 1 8 年 1 0 月 3 日 掲 示 済

個人情報目的外利用等届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第9条及び同施行規則第8条の規定に基づき、個人情報目的外利用等届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 翁 長 雄 志

(別紙略)

那覇市告示第72号

平成18年10月16日

平成 18 年(2006 年) 9 月那覇市議会定例会で議決された平成 18 年度那覇市一般会計補正予算(第 2 号)の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成 18 年度那覇市一般会計補正予算(第2号)

平成 18 年度那覇市の一般会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算の補正)

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,903,896千円を 追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ99,076,585千円とす る。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入 歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

- 第2条 既定の債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。 (地方債の補正)
- 第3条 既定の地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入 (単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
12 分担金及		1,121,618	1,465	1,123,083
び負担金	2 負担金	1,121,617	1,465	1,123,082

那	覇	市	公	報	第14445	를 2006(平	成18)年10月16日
14 国庫支出					21,683,003	152,019	21,835,022

14 国庫支出		21,683,003	152,019	21,835,022
金	1 国庫負担金	15,273,676	159,873	15,433,549
	2 国庫補助金	6,283,730	7,854	6,275,876
15 県支出金		5,120,453	16,153	5,136,606
	1 県負担金	3,687,325	9,068	3,696,393
	2 県補助金	1,022,329	7,085	1,029,414
17 寄附金		27,095	2,400	29,495
	1 寄附金	27,095	2,400	29,495
18 繰入金		1,482,188	1,398,254	2,880,442
	1 特別会計繰入金	130,600	85,754	216,354
	2 基金繰入金	1,351,587	1,312,500	2,664,087
19 繰越金		110,521	1,097,788	1,208,309
	1 繰越金	110,521	1,097,788	1,208,309
20 諸収入		1,692,694	14,217	1,706,911
	4 受託事業収入	230,514	11,686	242,200
	5 雑入	827,109	2,531	829,640
21 市債		8,148,800	221,600	8,370,400
	1 市債	8,148,800	221,600	8,370,400
歳	入 合 計	96,172,689	2,903,896	99,076,585

歳 出 (単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費		732,648	3,620	736,268
	1 議会費	732,648	3,620	736,268
2 総務費		7,316,292	804,706	8,120,998
	1 総務管理費	4,871,793	804,706	5,676,499
3 民生費		38,846,993	127,204	38,974,197
	1 社会福祉費	13,183,737	86,406	13,270,143
	2 児童福祉費	13,009,248	40,152	13,049,400
	3 生活保護費	12,654,007	646	12,654,653
4 衛生費		6,111,947	34,105	6,146,052
	1 保健衛生費	2,546,035	34,105	2,580,140

	那 覇 市 公 報 第1444号 2006(平成18)年10月16日						
6 農林水産		114,337	3,500	117,837			
業費	1 農業費	52,098	3,500	55,598			
7 商工費		794,323	2,142	796,465			
	1 商工費	794,323	2,142	796,465			
8 土木費		16,635,121	1,350,507	17,985,628			
	3 河川水路費	155,140	8,667	163,807			
	5 都市計画費	9,880,344	1,282,921	11,163,265			
	6 住宅費	3,890,815	58,919	3,949,734			
9 消防費		2,934,725	7,662	2,942,387			
	1 消防費	2,934,725	7,662	2,942,387			
10 教育費		10,885,713	570,450	11,456,163			
	1 教育総務費	1,729,549	1,436	1,728,113			
	2 小学校費	3,600,684	541,018	4,141,702			
	3 中学校費	1,221,645	2,153	1,223,798			
	5 社会教育費	1,327,777	22,758	1,350,535			
	6 保健体育費	1,796,026	5,957	1,801,983			
		I					

第2表 債務負担行為補正

出合

歳

計

追 加 (単位:千円)

96,172,689

2,903,896

99,076,585

事項	期間	限度額
市長車リース料(秘書広報課)	平成19年度から 平成23年度まで	5,230
那覇市障害者福祉センター管理運営委託料 (障害福祉課)	平成19年度から 平成20年度まで	10,538
2 項道路管理システム構築委託料(建築指 導課)	平成19年度から 平成20年度まで	14,400
久場川市営住宅建替事業(昇降機その2、 太陽光発電、電波障害)(建築工事課)	平成19年度	62,825
事務連絡車両リース料(学校給食センター)	平成19年度から 平成23年度まで	1,620

第3表 地方債補正

変 更 (単位:千円)

			補正前		補正	後	ź	
		起				起	利	償
起債の		債				債		還
目的	限度額	の	利率	償還の方法	限 度 額	の		の
		方				方		方
		法				法	率	法
4 都事業 7 教育 設整 事業	2,406,100	普通貸借又は証券発行 (登録公債)	方入資営公つ率をには式れ金企庫いの行お、でる及業資で見っい当いの行お、直たい該	据置期間を含める。 30年 30年 30年 一次 一次 一次 一次 一次 一次 一次 一次 一次 一次	2,389,900	補。同	正前じ	ΪIC

那覇市告示第73号

平成18年10月16日

平成 18 年 (2006 年) 9 月那覇市議会定例会で議決された平成 18 年度那覇市土地 区画整理事業特別会計補正予算 (第 1 号) の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成 18 年度那覇市土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)

平成 18 年度那覇市の土地区画整理事業特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ46,526千円を追加し、 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,223,412千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

, , ,	1		1	
款	項	補正前の額	補 正 額	計
繰入金		千円	千円	千円
		2,870,039	7,134	2,877,173
	6 真嘉比古島	2,666,356	7,134	2,673,490
	第二繰入金			
繰越金		9	39,392	39,401
	1 総務管理繰	1	1,519	1,520
	越金			
	3 真嘉比古島	2	3,335	3,337
	第一地区繰			
	越金			
	4 壺川繰越金	1	1,894	1,895
	7 小禄南繰越	2	5,932	5,934
	金			
	8 真嘉比古島	2	26,711	26,713
	第二繰越金			
	9 仲井真繰越	0	1	1
	金			
入	合 計	4,176,886	46,526	4,223,412
	繰越金	繰入金6真嘉比古金編越金1総務管理繰 越之嘉比比区 越克站 43真正操 基 中金4壺川繰越金 不分配 27小金 高 第二 中井 金9中井 金	繰入金千円 2,870,0396 真嘉比古島 第二繰入金2,666,356繰越金91 総務管理繰 越金13 真嘉比古島 第一地区繰 越金24 壺川繰越金17 小禄南繰越 金28 真嘉比古島 第二繰越金29 仲井真繰越 金0	繰入金千円 2,870,039千円 7,1346 真嘉比古島 第二繰入金2,666,3567,134繰越金939,3921 総務管理繰 越金11,5193 真嘉比古島 第一地区繰 越金23,3354 壺川繰越金11,8947 小禄南繰越 金25,9328 真嘉比古島 第二繰越金226,7119 仲井真繰越 金01

歳出

738	у Щ				
	款	項	補正前の額	補 正 額	計
1	土地区画		千円	千円	千円
	整理総務		39,186	1,520	40,706
	費	1 総 務	39,186	1,520	40,706
		管理費			
2	土地区画		4,103,261	20,957	4,124,218
	数油丰				
	整理事業 費	1 真嘉比古島	8,114	3,028	11,142
	貝	第一地区土			
		地区画整理			
		費			
		4 真嘉比古島	3,938,924	14,492	3,953,416
		第二土地区			
		画整理費			

_						
			5 小禄南土区画整理	-	3,437	143,000
	5	基金		194	24,049	24,243
		積立金	1 壺川基金 積立金	24	1,894	1,918
			2 小禄南基	基金 96	3 2,495	2,593
			4 真嘉比古 第一地区 金積立金	基基	307	316
			5 真嘉比古 第二基金 立金	· -	19,353	19,415
	歳	. 出	合 訁	t 4.176.88	6 46.526	4.223.412

第1444号

那 覇 市 公 報

那覇市告示第74号 平成18年10月16日

2006(平成18)年10月16日

平成 18 年 (2006 年) 9 月那覇市議会定例会で議決された平成 18 年度那覇市介護 保険事業特別会計補正予算 (第1号)の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成 18 年度那覇市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)

平成18年度那覇市の介護保険事業特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ682,604千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15,384,934千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
7繰入金		千円	千円	千円
		2,253,599	2,681	2,256,280
	1 他会計	2,253,598	2,681	2,256,279
	繰入金			
8 繰越金		1	679,923	679,924
	1 繰越金	1	679,923	679,924
歳 入	合 計	14,702,330	682,604	15,384,934

歳出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		千円	千円	千円
		515,926	2,681	518,607
	3介護認定審	204,624	2,681	207,305
	查会費			
4基金積立金		1	356,511	356,512
	1基金積立金	1	356,511	356,512
5 地域支援		462,756	0	462,756
事業費				
	1 介護予防 事業費	132,068	0	132,068
	2 包括的支援 事業・任意 事業費	330,688	0	330,688
6 諸支出金	3 31022	4,052	323,412	327,464
	1 償還金及び 還付加算金	4,051	253,001	257,052
	2 繰出金	1	70,411	70,412
歳 出	合 計	14,702,330	682,604	15,384,934

公 告

那覇市公告第74号 平成18年9月27日 掲 示 済

都市計画の図書の写しの縦覧について

沖縄県知事から都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、都市計画変更図書の写し送付を受けたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項及び同法施工規則(昭和44年建設省令第49号)第12条の規定により、次のとおり当該図書の写しを公衆の縦覧に供する。

那 覇 市 上記代表者 那覇市長 翁 長 雄 志

都市計画の種類:那覇広域都市計画道路

都市計画の名称:3・3・3号真地久茂地線

3 ・ 4 ・ 那 1 0 号開南線 3 ・ 3 ・ 那 8 7 号二中前線

7・5・那1号神里原線

縦覧場所

那覇市都市計画部都市計画課(那覇市銘苅2-3-1 銘苅庁舎5階)

那覇市公告第76号 平成18年10月2日 掲 示 済

牧志・安里地区第一種市街地再開発事業の施行地区となるべき区域の公告に ついて

都市再開発法(昭和44年法律第38号)第15条第1項の規定により、市街地再開発事業の施行地区となるべき区域の公告について申請がありましたので、同条第2項の規定により準用する同法第7条の3第2項の規定により、次のとおり公告し、

都市再開発法施行規則(昭和 44 年 11 月 26 日建設省令第 54 号)第 9 条の規定によ り、区域を表示する図面を2週間公衆の縦覧に供します。

なお、施行地区となるべき区域内の宅地について、未登記の借地権を有する者は、 同法第15条第2項の規定により準用する同法第7条の3第3項の規定により、この 公告のあった日から起算して30日以内に、那覇市長に対し、その借地の所有者(借 地権を有する者から更に借地権の設定を受けた場合にあっては、その設定者及びそ の借地の所有者)と連署し、または借地権を証する書面を添えて、書面をもってそ の借地権の種類及び内容を申告してください。

那覇市長 翁 長 雄 志

1 申請者

那覇市古島1丁目16番地の13 牧志·安里地区市街地再開発組合設立発起人代表 株式会社 大川 代表取締役 外間 幸一 他 11 名

- 2 設立予定の組合名称 牧志・安里地区市街地再開発組合
- 3 施行地区となるべき区域の名称 那覇市牧志二丁目、牧志三丁目、安里一丁目、安里二丁目のそれぞれ一部(別 紙参照)
- 4 施行地区を表示する図面の縦覧場所 那覇市都市計画部市街地整備課 那覇市銘苅2丁目3番1号 銘苅庁舎5階)
- 5 縦覧期間

平成18年10月2日から平成18年10月16日まで(土・日曜日及び祝日 を除く)

6 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで

(別紙)

牧志・安里地区第一種市街地再開発事業

施行地区となるべき区域内の土地の地番

町名	地番
安里一丁目	463番3、463番4、463番6の一部、464番2、 465番2
安里二丁目	439番3の一部、439番15、439番16、439番21、439番22、439番23、439番24の一部、439番30、439番31の一部、439番35の一部、439番39、439番40、439番44の一部、439番45、439番46、439番47、439番48、439番49の一部、439番50の一部、440番11、442番2、442番3、442番8、442番9、461番3の一部、461番4、461番5の一部、463番、463番1、463番2、463番15、463番16、463番17、463番25、463番31、463番31、463番31、463番31、463番32、463番33、463番34、463番35、463番37、463番33、463番34、463番35、463番47、464番、464番1、465番1、465番3、465番4、465番5、465番6
牧志二丁目	272番7の一部、272番9、272番13
牧志三丁目	272番3、272番12、272番14、272番15、303番1の一部、303番4の一部、303番5の一部、304番1の一部、304番4の一部、353番の一部、353番9、353番10、354番5、355番、359番3、360番3、360番4、361番13の一部、361番15、361番16、361番17、362番の一部、362番1、362番3の一部、364番365番、365番1、365番2、365番3、366番、366番1、366番2、367番、368番、369番、370番、371番、372番、373番、374番7

那覇市公告第85号 平成18年10月16日

那覇市緑化センター指定管理者の指定申請について

平成19年4月1日からの那覇市緑化センターの管理を行う法人その他の団体を、 次のとおり募集いたします。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 名称及び位置
 - 名 称 那覇市緑化センター
 - 位 置 那覇市おもろまち3丁目2番1号(新都心公園内)
- 2 管理の基準及び業務の範囲 那覇市緑化センター指定管理者募集要項及び同業務仕様書のとおり。
- 3 指定予定期間 平成19年4月1日から平成22年3月31日(3年間)
- 4 応募資格
- (1) 緑化センターの管理運営を円滑かつ安定して実施できる那覇市内に主たる事務所を有する法人その他の団体(法人格は必ずしも必要ではありません)とします。但し、個人の応募は不可とします。
- (2) 造園施工管理技士、造園技能士、樹木医のいずれかの資格を有する者又は同等の知識や経験を有する者が2人以上いること。
- (3) 市税の滞納がないこと。(直近3ヶ年)
- (4) 役員に破産者及び禁固以上の刑に処されている者がいないこと。
- (5) 会社更生法及び民事再生法等による手続きをしていないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止法等に関する法律(平成3年法律第77号) 第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行うものでないこと。
- (7) 自主事業に関し、法令の資格要件等や知識を有すること。

- 5 那覇市緑化センター指定管理者指定申請の方法
- (1) 那覇市緑化センター指定管理者指定申請書、募集要項等の配布及び提出場所 那覇市銘苅2丁目3番1号 新都心銘苅庁舎3階 那覇市建設管理部 花とみどり課

(2) 提出書類

応募を希望する団体は、次の書類(正本1部、副本8部)及び電子データ (各証明書を除く)を提出して下さい。

申請に際して必要となる費用は全て応募者の負担とし、提出された書類や 資料は返却しません。なお、提出された書類は、那覇市情報公開条例の規定 に基づく情報公開の対象となることがあります。

那覇市緑化センター指定管理者指定申請書(第1号様式)

定款又は寄附行為(法人以外の団体にあっては、これに相当する書類)

法人にあっては、法人の登記事項に係る証明書

役員の名簿及び履歴書

組織及び運営に関する事項を記載した書類

指定申請の日の属する事業年度の前事業年度(平成17年度)における期 末の財産目録及び収支決算書

指定申請の日の属する事業年度(平成18年度)における事業計画書及び 収支予算書

指定管理者の指定の予定期間に属する各年度の緑化センターの管理に係る 事業計画書及び収支予算書

納稅証明書

- ア 法人の場合は、直近3ヵ年の市税の納税証明書、設立1年未満の場合は、 代表者の直近3ヵ年の市税の納税証明書。
- イ その他の団体の場合は、代表者の直近3ヵ年の市税の納税証明書 その他市長が必要と認める書類
- (3) 視察及び説明会の開催

日時: 平成18年10月18日(水) 午後3時から5時

場所:那覇市緑化センター

(4) 募集要項等の配布期間

平成18年10月18日(水)から11月17日(金)まで 午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までの間は除く。) ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除く。

(5) 募集要項等に関する質問の受付

平成18年10月18日(水)から11月17日(金)まで FAX又はEmailにより提出

(6) 質問への回答

平成18年11月21日(火)

質問に対する回答は、FAX又はEmailで、応募予定者全員(募集要項等

配布を受けた者)に一括して回答するほか、同日午後3時から5時の間に緑 化センターで説明会を開催致します。

(7) 応募期間(申請書類の受付期間)

平成18年11月22日(水)から12月5日(火)まで ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除く 午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までの間は除く。)

(8) 提出方法

那覇市緑化センター指定管理者指定申請書(第1号様式)のほか、必要書 類等を花とみどり課へご持参ください。

(郵送、FAXによる提出はできません。)

6 問い合わせ先

〒900-004

那覇市銘苅2丁目3番1号 新都心銘苅庁舎3階

那覇市建設管理部 花とみどり課 (東迎、仲宗根、名嘉真)

TEL 098-951-3225(内線8208)

FAX 098-951-3226

Email b park001@neo.city.naha.okinawa.jp

上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第16号 平成 1 8 年 9 月 2 2 日 掲 湆 示

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の廃止について

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者規程第10条第2号の規定に基づき、 別紙のとおり告示する。

> 那覇市上下水道事業管理者 上下水道局長 松本 親

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者廃止名簿

登録	事業者	事業者の所在地	代表者
2 0 5	翼防水設備	うるま市字安慶名402番地	喜名 健

那覇市上下水道局告示第17号 平成18年9月26日 掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の新規指定について

那覇市下水道条例第11条の規定に基づき、次のとおり新規指定があったので告示する。

那覇市上下水道事業管理者 上下水道局長 松本 親

新規指定

指定(登録)番号 第 162 号

指定工事店名 合同会社 渡久地重工

営業所所在地 那覇市古波蔵3丁目5番34号

代表者名 渡久地 政繁

有効期間 自 平成17年4月 1日

至 平成22年3月31日

選挙管理委員会告示

那覇市選挙管理委員会告示第20号 平成 1 8 年 1 0 月 2 日 掲 示 済

選挙人名簿登録の抹消について

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第28条の規定に基づき、次のとおり 選挙人名簿から登録を抹消した。

> 那覇市選挙管理委員会 委員長 瀬 良 垣 武 安

- 1 登録抹消者 登録抹消者リスト(選挙管理委員会にて保管)のとおり
- 2 登録抹消条件 平成18年5月1日から同年5月31日までに転出した者及 び職権消除された者
- 3 登録抹消者数 862名(男451名 女411名)

那覇市選挙管理委員会告示第21号 平成18年10月16日

沖縄海区漁業調整委員会委員選挙人名簿の縦覧場所について

漁業法(昭和24年法律第267号)第94条にて準用する公職選挙法(昭和2 5年法律第100号)第23条の規定により、平成18年10月20日から平成1 8年11月3日までに縦覧に供する選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年 月日を記載した書面の縦覧場所は、次のとおりである。

> 那覇市選挙管理委員会 委員長 瀬 良 垣 武 安

縦覧の場所 那覇市銘苅2丁目3番1号 新都心銘苅庁舎2階 那覇市選挙管理委員会 事務局

福祉事務所長訓令

那覇市福祉事務所長訓令第3号 平成18年9月27日 施 行 済

那覇市福祉事務所事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市福祉事務所長 与 儀 弘 子

那覇市福祉事務所事務専決規程の一部を改正する訓令

那覇市福祉事務所事務専決規程(昭和54年那覇市福祉事務所長訓令第1号)の一部 を次のように改正する。

別表副部長の専決事項の項第1号中「第21条の25第1項」を「第21条の6」に改め、 同項中第7号及び第8号を削り、第9号を第7号とし、第10号を第8号とし、同項第11 号中「第15条の32第1項」を「第15条の4」に改め、同号を同項第9号とし、同項中第 13号を削り、第14号を第10号とする。

別表障害福祉課長の専決事項の項中第1号及び第2号を削り、同項第3号中「第9条第5項」を「第9条第7項」に改め、同号を同項第1号とし、同項中第4号を削り、第5号を第2号とし、第6号を削り、同項第7号中「第38条第1項に規定する費用の負担命令並びに同条第3項及び第4項」を「第38条」に改め、同号を同項第3号とし、同項中第8号を第4号とし、第9号を削り、第10号を第5号とし、第11号から第13号までを5号ずつ繰り上げ、同項第14号中「(副部長の専決事項第13号に規定する事項を除く。)」を削り、同号を同項第9号とし、同項中第15号を第10号とし、第16号から第19号までを5号ずつ繰り上げる。

付 則

この訓令は、平成18年10月1日から施行する。